



予防接種

■BCG予防接種

▷接種期間 生後12か月未満

▷場所 総合福祉センター保健棟

▷事前に福祉センターへ予約をお願いします。



期 日	時 間
8月 8日(木)	午後1時30分から2時まで

風しん予防接種の費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、赤ちゃんに感染し、耳が聞こえにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。妊娠した女性と赤ちゃんを守るために町では予防接種の費用を助成します。予防接種は、各医療機関で予約の上接種し、後日役場へ費用申請をしてください。

●助成対象者 町に住民登録があり、①20歳以上50歳未満の人で妊娠を予定又は希望している女性②妊娠をしている女性の夫（若しくは胎児の父親）

●対象期間 平成25年6月1日（土）から平成26年3月31日（月）まで

●助成額 麻しん風しん混合（MR）ワクチンまたは、風しん単独ワクチン接種に係る費用（1回分）を全額助成（ただし、1万円を上限とし、風しん抗体検査費用は含まない）

●必要なもの 申請書、接種費用の領収書の原本（コピー不可）、印かん、預金通帳（ゆうちょ銀行除く）
※妊娠している女性の夫や胎児の父親が接種した場合は母子手帳が必要です

個別健診が始まりました

個別健診とは特定健診を集団検診で受診できない人が、かかりつけの病院や診療所で受診することができる健診で、鞍手町国民健康保険に加入している40歳



以上74歳以下の方が対象です。個別健診は、必ず事前に予約が必要になります。健診は身体チェックができるよい機会です。また、生活習慣病予防のためにも年に一度は必ず健診を受け、健康づくりに積極的に取り組みましょう。

●受診期間 9月30日（月）まで

●受診場所 かかりつけの医療機関

●申込方法 お電話で総合福祉センターへお申し込みください。「特定健診受診券」を郵送します

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



●とき 8月7日、14日、21日、28日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます

●ところ 総合福祉センター保健棟

●必要なもの 妊娠届出書（ある人のみ）

乳幼児健診・相談

8月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

●とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください

●ところ 総合福祉センター保健棟

●内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	8月 8日(木)	平成25年 3月14日から 平成25年 4月22日生まれ
7か月健診	8月22日(木)	平成24年12月28日から 平成25年 1月24日生まれ
12か月健診		平成24年 8月 1日から 平成24年 8月31日生まれ
1歳半健診	8月 1日(木)	平成24年 1月 5日から 平成24年 2月 1日生まれ
3歳児健診		平成22年 7月 5日から 平成22年 8月 1日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	8月28日(水)	平成25年 6月25日から 平成25年 7月29日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

国民年金 Q&A

役場保険年金班 ☎42局2111番

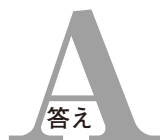
国民年金の
疑問に
お答えします。



QUESTION Pension ANSWER



障害基礎年金は、どう
いう人が受け取れるの
でしょうか。



国民年金に加入中に初診日のある病
気やけがで障がいを負った人などが
受けることができます。

初診日の条件

国民年金の被保険
者期間中に初診日
のある病気やけが
で障がい者になっ
たとき



初診日が60歳以上65歳未満の間で、老齢基礎年金を受給されていない国内在住の人



受給資格

◆障害認定日に、国民年金法で定められた障害等級「1級」または「2級」に該当していること。これは、身体障害者手帳の等級とは異なります。

◆保険料の納付については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間（国民年金に加入しなければならない期間）のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないこと。ただし、初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

※初診日が65歳未満であっても、老齢基礎年金を繰上げ受給している場合には、請求できない場合がありますのでご注意ください。

20歳前に初診日があり、その後障がい者になったとき



◆障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達したときに障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。

◆障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。

初診日とは

障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日のこと。

障害認定日とは

障がいの原因となった傷病の初診日から1年半たった日か、それ以前に症状が固まった日になります。また、障害認定日に1級、2級に該当しなかった人でも、その後65歳に達する日の前日までに該当したときは（事後重症）、請求により受給できます。



障害基礎年金額（年額）

等級	年金額
1級障害	983,100円
2級障害	786,500円



受給者に生計を維持されている子（18歳になる日の属する年度末までの子または20歳未満で1級、2級の障がい（国民年金法による）のある子）がいる場合は加算があります。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目	各 226,300円
3人目以降	各 75,400円

※加算額は1人につき

障害年金を受給するためには、請求手続が必要です。医師の診断書（所定の様式）や病歴・就労状況等申立書のほかに、状況に応じて添付書類が必要です。請求方法について詳しく知りたい人や、納付要件を満たしているか心配な人は、お問い合わせください。

*** お問い合わせ ***

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111内線205
直方年金事務所 ☎22局0891